

判例紹介 (適法な工事と注文者(起業者)の責任)

事業損失の定義に「適法な工事により不可避免的に生じた損害」とあり、「不法行為による損害賠償とは異なる」とされていますが、実際に生じた損害について、訴訟ではどのように扱われているのでしょうか？

【事業損失と民法上の取り扱い】

民法の規定に従い公共工事における請負契約では、第三者損害については請負者の責任とし、原則、注文者(起業者)はその責任を負わないことになっています。これら第三者損害を法的に解決しようとする時には、一般に不法行為による損害賠償として扱われ、その場合の不法行為の要件としては、過失の有無(予見の可能性や回避措置の有無)が問題となります。

公共工事においては、損害が予見される場合は十分な回避措置を講ずることが原則ですので不法行為は成立せず、あくまで「適法な工事」であることとなりますが、これでは実際に生じた損害の救済が困難となるため、起業者が費用負担を行う必要のある場合には、前記のような定義で事業損失として扱っているものと考えられます。

しかし、実際の訴訟では注文者(起業者)の責任が認められる判例が多くあります。

【注文者(起業者)の責任を認めた判例】

(判例-1) 秋田地方裁判所 平成28年9月26日判決

被告(起業者〇〇県)は、本件河川工事を行うに際し、工事により振動が発生して、これが周辺建物を毀損するおそれがあることを予測し、これを回避する措置を講ずべき注意義務があった。そして、被告が上記のような措置を講じたことや、いかなる措置を講じたとしても本件被害を回避することができなかったことを認めるに足りる確かな証拠もない。また、杭を油圧力で地中に入力させるという、振動等を押さえる圧入工法を用い、鋼矢板の打ち込みはしていないと主張するが、そうであったとしても、このことをもって直ちに回避措置が適切かつ十分に行われたとまでは評することができない。したがって、被告は、本件河川工事に際し、上記の注意義務を怠ったものというべきである。

(判例-2) 奈良地方裁判所 平成24年3月29日判決

A社(請負者)は、本件道路において掘削を始める段階で、本件工事により周辺地山の地盤に緩みを生じさせることによって本件擁壁を含む本件土地・建物に損傷を与える危険性を予見すべきであったというべきであり、それにもかかわらず、周囲の状況を十分に調査することなく、漫然と従来の予定どおりの施工を行ったことについて、過失があったと言わなければならない。そして、Y(注文者〇〇市)についても、その担当者が現場踏査を行って本件道路付近の状況を確認していたものであり、それにもかかわらず、Yは、A社に対し、本件擁壁付近の工事を行うに当たって特段の注意をすることもなかったのであるから、Yについても、その注文又は指図に過失があったと言ふべきである。

【まとめ考察】

市街地における建築土木工事により、第三者に損害を与えた場合の注文者の責任については、これを肯定する事例が増えています。民間建築では、個人の注文者に責任が認められるケースは少ないですが、注文者が企業であったり、担当者が技術職である場合には認められる事例が多く見られます。また、これら判例の解説資料には「注文者である公共団体が工事に関し、請負者と同程度ないしそれ以上の専門的な知識・技術を有しているのが通例であるから、本件において注文者の責任を肯定した点について問題はなかろう」と指摘しています。

近年、公共工事において損害が発生し、請負者の責任が認められながら、注文者(起業者)の責任が認められない判例は見当たりません(但し原告が請求しないケースを除いて)。もしあれば是非ご一報下さい。

また、判例-1では、訴訟前に事業損失による費用負担額の提示を行っていましたが、「被告が提供したのは損失補償に伴う補償金であって、損害賠償金として提供したものではないから、これをもって弁済のための提供があったと認めることはできない。」として、遅延金の支払い請求を認定しています。これは本件が「適法な工事による損害の費用負担」ではなく、注文者の注文また指図の過失(違法性)を認め、不法行為による損害賠償とされるべきである事を示していると考えられます。